

	都内初! 介護・障害福祉サービス事業者と災害時の安否確認およびサービス提供の支援協定を締結! ～高齢者や障害者等が災害時にも安心して過ごせる体制づくりを推進～
	と き 3月22日(水)発表
と ころ 協定締結式:練馬区役所(豊玉北6-12-1)	
<p>22日、区は、練馬区介護サービス事業者連絡協議会および練馬区障害福祉サービス事業者連絡会と、「災害時におけるサービス利用者の支援に関する協定」を締結した。障害福祉サービス事業者団体との支援協定の締結は都内初の取組。</p> <p>協定内容は、震度5弱以上の地震が起きた際に、各事業者が 高齢者や障害者等のサービス利用者の安否確認を行い、区に報告する。自宅だけではなく、避難拠点や福祉避難所等の避難先においても、居宅介護サービス等を行う、というもの。</p> <p>協定締結式に出席した障害福祉サービス事業者連絡会の柴山耕史(シバヤマコウジ)会長は、「この度の協定が締結されることにより、これまでの練馬区との連携がより強化され、迅速に障害のある方の安心と安全が確保されると期待しています。今後、障害福祉サービス事業者連絡会として、事業者間の協力も深めていながら、災害時の具体的な対応を検討していきたいと思っております。」と話した。</p>	



【締結式の様子(右)中村会長(中央) 前川練馬区長(左)柴山会長】

【経緯】

東日本大震災や熊本地震等の大規模災害では、支援を必要とする多くの高齢者や障害者が、支援者の人手不足等の理由により、避難や避難後の生活で困難な状況に陥った。

練馬区では、高齢者や障害者等が、災害時にも安心して過ごせる体制を整えるため、両団体と協定を締結した。自治体と障害福祉サービス事業者団体との協定締結は、都内初である。

【協定内容】

震度5弱以上の地震が起きた際に、各事業者は、サービス利用者の安否を確認し、区内4か所の総合福祉事務所のいずれかに報告する。

区からの要請に基づき、各事業者は、利用者がいる居宅、避難拠点、福祉避難所等で、必要なサービスを提供する。

介護サービス(想定)...居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、通所介護等

障害福祉サービス(想定)...相談支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護等

【練馬区介護サービス事業者連絡協議会】会長：中村紀雄 会員数：1024 事業所(H29.2.1現在)

平成15年に、区内に介護サービス事業所を有する介護保険法に基づく事業者を中心に発足。適正な介護サービスが提供されるよう、一層の質的向上を図り、介護サービス市場の健全な発展に寄与することを目的とする。

【練馬区障害福祉サービス事業者連絡会】会長：柴山耕史 会員数：208 事業所(H29.2.1現在)

平成21年に、区内に事業所を有する指定事業者および基準該当事業者ならびに地域生活支援事業登録事業者を中心に発足。他事業者と情報交換し、事業者間の連携を密接にすることで、質の高いサービスを安定的に提供することを目的とする。

【問合せ先】

協定について：練馬区 福祉部 管理課 庶務係	電話 03-5984-2706
障害福祉サービスについて：練馬区 障害者施策推進課 管理係	電話 03-5984-4598
介護サービスについて：練馬区 高齢者支援課 管理係	電話 03-5984-4582